

片山法律事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 6月11日～ 令和 9年 6月 10日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業の取得を推奨することについて周知を図り、育児休業取得率100%及び1カ月以上の育児休業取得を目指す。

<対策>

- 令和6年6月～ 育児休業の取得を推奨することについて資料を作成する
- 令和6年6月～ 作成した資料を掲示、配布等することで周知する
- 令和6年6月～ 育児休業対象者には、育児休業取得及び1カ月以上の育児休業取得を促す

目標2：看護休暇取得可能日数について、対象者が1名の場合は6日、対象者が2名以上の場合は11日と、法を上回る日数分、取得できるようにする。

<対策>

- 令和6年6月～ 育児介護休業規程を改定施行する